

公 告

江戸川河川事務所における災害時等応急対策業務（測量・地質調査・治水対策検討等） に関する協定の締結

次のとおり公告します。

令和 6 年 2 月 9 日

国土交通省 関東地方整備局
江戸川河川事務所長 守安 邦弘

1. 協定の概要等

(1) 協定の目的

本協定は、江戸川河川事務所が災害対応を行う場合に必要となる「災害時等応急対策業務（測量・地質調査・治水対策検討等）」に関し、協力を求めるときの手続き等について定め、災害の拡大防止と被害の早期復旧に期することを目的とする。

(2) 協定区間

江戸川河川事務所管内（江戸川・中川・綾瀬川・利根運河・坂川）の河川、その流域。

(3) 協定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 協定書（案）

別紙－1 のとおり

(5) 本協定締結業者の選定については、企業の業務成績・優良表彰及び業務実績、地域貢献度及び有資格者数から総合的に評価して、測量・地質調査及び治水対策検討等各部門 10 社程度を決定する。

(6) 協定締結後、災害が発生し緊急的に業務を実施する場合は、本協定に基づき速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

2. 参加資格要件

(1) 企業要件

1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

2) 関東地方整備局における令和 5・6 年度の測量・地質調査又は土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てが

なされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）

- 3) 関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けて要る期間中でないこと。
- 4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 5) 会社更生法に基づき、更正手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（2.（1）2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- 6) 平成 25 年度から公告日までに完了した次の示す業務において、1 件以上の実績を有すること。

ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満（関東地方整備局発注業務において低入札価格調査を経て契約を行った業務については 65 点未満、また予定価格が 100 万円を超えて 1,000 万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に 10 分の 7 を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務については 65 点未満）の場合は実績として認めない。

なお、提出された業務実績が「国土交通省地方整備局（港湾空港関係を除く。）」における場合において、業務実績が当該者のものと確認出来ない場合は、当該者の業務実績として認めない。ここでいう、当該者のものと確認出来ない場合とは、合併及び会社分割等における「一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定（又は新規の認定）」を受けていないこと、もしくは再認定（又は新規の認定）時に、実績の承継が認められていない場合を指す。

業務：国、都道府県、政令市が発注した、河川事業関連業務のうち下記区分による。

- ・区分（1）：測量に関する業務
- ・区分（2）：地質調査に関する業務
- ・区分（3）：治水対策検討等に関する業務

3. 出勤の要請を行う順位の評価に関する事項

- (1) 評価項目と評価基準別表－1 参照

4. 手続き等

- (1) 本協定締結申請者は、2. に掲げる資格要件を有することを証明するため、次に従い申請書を提出し、江戸川河川事務所長から申請資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者並びに申請資格がないと認められた者は、本協定に参加することが出来ない。

- (2) 担当部署

〒278-0005 千葉県野田市宮崎 134

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所防災対策課

TEL 04-7125-7436

FAX 04-7123-1741

担当：地域防災調整官 持丸章治 技官 山田竜弥

メールアドレス：ktr-edogawa-cloud@mlit.go.jp

(3) 申請書類

- 1) 申請書様式－1
- 2) 調査票様式－2～3

(4) 申請書類の交付方法

1) 交付期間

令和6年2月9日(金)から令和6年2月29日(木)までの土曜日、日曜日、祝日を
除く毎日8時30分から17時15分までとする。

2) 交付方法

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所の公式ホームページよりダウンロードする
こと。

URL:<https://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/>

(5) 申請書類の提出

申請書類は、次に従い提出するものとする。

1) 提出方法

書面を持参、郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)、FAX 又は電子メールに
より提出すること。

郵送等で提出する場合は、封筒の表に業者名・協定名の郵送である旨の記載をすること。

2) 提出期間

令和6年2月9日(金)から令和6年2月29日(木)までの土曜日、日曜日、祝日を
除く毎日8時30分から17時15分までとする。

(6) 企業の実績として記載する業務の **TECRIS** (登録されていない場合は契約書(業務名・
契約金額・工期・発注者・受注者の確認出来る部分))の写しを提出するものとする。

ただし、**TECRIS** での記載内容で業務の実績が不明な場合は、特記仕様書等を必ず添付
すること。

(7) その他

- 1) 申請書の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- 2) 江戸川河川事務所長は、提出された申請書を、申請資格の確認以外に申請者に無断では
使用しない。
- 3) 提出された申請書は、返却しない。
- 4) 提出期限以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。
- 5) 申請書類に関する質問がある場合においては、次に従うものとする。

①提出方法

書面を持参、郵送、FAX 又は電子メールによるものとする。

②受付期間

令和 6 年 2 月 9 日（金）から令和 6 年 2 月 19 日（月）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。

6) 複数の業務に申請を行いたい場合は、その業務毎に申請書を作成し提出すること。

5. 評価等に関する事項

(1) 協定締結者の決定方法

提出された申請書により 2. に掲げる資格要件を満たすことを確認し、資格を有する者と締結する。ただし、資格を有する者が協定締結業者予定数を大きく上回る場合は、提出された申請書により評価を行い、得られた点数の優劣に基づき決定する。

(2) 出動要請順位

実際に出動要請を行う順位は、前記申請書の評価をして得られた点数の高い者から行うものとする。

6. 非締結に関する事項

(1) 協定を締結しなかった者（参加資格がないと認められた者及び申請書、資料等が適正と認められなかった者等）は、書面（様式は任意）により、担当部局に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

①提出場所：4. (2) に同じ。

②提出方法：4. (5) 1) に同じ。

③提出期限：令和 6 年 3 月 22 日（金）

7. 締結の通知

「江戸川河川事務所における災害時等応急対策業務（測量・地質調査・治水対策検討等）に関する協定」の締結については、令和 6 年 3 月 29 日（金）（予定）に通知するものとする。

8. その他

災害活動時の災害補償を考慮し「法定外労働災害補償制度」に加入をお願いすることとしております。当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険です。応募時は未加入でもかまいませんが協定書第 5 条（契約の締結）に当たっては、法定外労働災害補償制度に加入している必要があります。

活動費用相当に掛かる当該保険料については、協定書第 12 条支払いに見込まれます。

(案)

江戸川河川事務所における災害時等応急対策業務（測量・地質調査
・治水対策検討等）に関する協定書

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、洪水・地震・水質事故等で発生した災害（以下「災害」という。）における応急対策業務（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、江戸川河川事務所の管理区間内（以下「管内」という。）において、災害が発生した場合に、被害施設の早期復旧と被害拡大防止に資することを目的とする。

（業務の実施区域）

第2条 業務の実施区域は、管内の河川、その流域とする。

（業務の内容）

第3条 甲は、管内で災害が発生した場合の緊急的な対策工事等の実施に必要な現地調査・測量及び設計等資料作成が必要と認める時は、乙に出動を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請があった時は、甲の指示により該当箇所における現地調査・測量及び設計等の資料作成を実施するものとする。

3 管内で災害が発生した場合の緊急的な対策工事等の実施に必要な測量に伴い、UAV 撮影を依頼する場合がある。

（出動の要請）

第4条 甲は、乙に対し第2条の業務の実施区域で発生した災害等に応じ、本業務を実施するための出動を書面又は、電話等の方法により要請するものとする。

2 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。また変更が生じた場合、遅滞なく書面により甲に報告するものとする。

（契約の締結）

第5条 甲は、乙に前条の出動要請した場合は、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

2 乙は、契約締結にあたっては、法定外の労災保険に付さなければならないものとする。

（業務の実施及び報告）

第6条 乙は、第4条に基づく出動要請があった場合には、直ちに出勤し、業務を実施するものとする。

- 2 業務の直接の指示は、江戸川河川事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
- 3 甲は、前項による指示者を決定したときは、遅滞なく乙に通知するものとする。
- 4 乙の責任者は、出勤後遅滞なく業務の状況を甲に報告し、概略とりまとめ資料を必要に応じて指示者等に提出するものとする。

（業務の完了）

第 7 条 乙は、業務が完了したときは、直ちに指示者に対して、口頭並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した業務の内容及び出勤人員等を書面により甲に報告するものとする。

（乙の責務）

第 8 条 乙は、業務履行にあたっては、業務の意図及び目的を十分に理解した上で遂行に努めなければならない。

- 2 業務の実施にあたっては、諸法規を遵守し作業の安全を図るとともに、指示者と密接な連絡を取り業務を遂行しなければならない。

（機密の厳守）

第 9 条 乙は、業務の実施により生じる全ての成果品等を許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、業務実施中に知り得た情報を他に漏らしてはならない。

（土地への立ち入り）

第 10 条 業務遂行のため民地等に立ち入る場合は、あらかじめ身分証明書の交付を受け、常に携帯するとともに、関係者に誠意を持って接しなければならない。

（費用の請求）

第 11 条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第 5 条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

（費用の支払）

第 12 条 甲は、第 11 条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第 5 条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第 13 条 業務の実施に伴い甲等及び乙等若しくは派遣者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は派遣者に損害が生じた場合には、乙等若しくは派遣者、その事実の発生後、延滞無く、その状況を書面により甲等に報告し、その措置について甲と乙が協議して定めるものとする。

- 2 業務の実施に伴い、明らかに乙等若しくは派遣者の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、又は甲等、乙等、派遣者のいずれかに損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。
- 3 業務の実施に伴い、明らかに甲等の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、又は甲等、乙等、派遣者のいずれかに損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(有効期限及び効力)

第 14 条 本協定の有効期限は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

- 2 協定締結時に乙が有していた、一般競争参加資格が失効した場合、失効日をもってこの協定も失効する。

(その他)

第 15 条 この協定に定めのない事項又は、疑義を生じた事項については、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書 2 通を作成し、甲・乙記名押印の上、それぞれ 1 通保有するものとする。

令和 6 年〇月〇〇日

甲 国土交通省関東地方整備局
江戸川河川事務所長 守安 邦弘

乙 ○○○○○○
○○○○○ ○○○○○

区分(1) 測量に関する業務 区分(2) 地質調査に関する業務 区分(3) 治水対策検討等に関する業務		評価項目	評価の着眼点	評価基準	配点
参加表明者(企業)の経験及び能力	企業の業務経験	企業の業務実績	平成25年度から公告日までに完了した次に示す業務において、一件以上の実績を有すること。但し、地方整備局等委託業務成績評定要領に基づく業務成績が60点未満(関東地方整備局発注業務において、平成20年6月16日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行った業務については65点未満)の場合は実績として認めない。(様式-2)	業務実績;国・都道府県・政令市が発注した河川事業関連業務で、下記による。 ・区分(1):測量に関する業務 ・区分(2):地質調査に関する業務 ・区分(3):治水対策検討等に関する業務 ①実績あり ②実績なし	① 10点 ② 選定しない 最高 10点
	地域性	地域貢献度	関東地方整備局の总局、事務所等からの要請に基づき、指定地域内において、平成30年度から令和4年度末までに災害活動を実施し、災害活動実績証明書の交付を受けた、災害活動実績を評価する。(様式-3)	①江戸川河川事務所における災害活動実績あり。 ②江戸川河川事務所管内を含む都県内所在地がある事務所等の災害活動実績あり。 ③関東地方整備局管内における災害活動実績あり。 ④実績なし	① 10点 ② 6点 ③ 4点 ④ 0点 最高 10点
	専門技術力	業務実績	令和3年度から令和4年度末までに完了した指定業務のうち、平均業務成績を右記の順位で評価する。(様式-2) 国・都道府県・政令市が発注した河川事業関連の業務で、下記による。 ・区分(1) 測量に関する業務 ・区分(2) 地質調査に関する業務 ・区分(3) 治水対策検討等に関する業務 ※評価対象の優先順位は、下記の通りとし、関東地方整備局の発注業務の実績がある場合は下記(1)の業務のみを対象とする。 1) 関東地方整備局の発注業務(港湾空港関係を除く)。 2) 関東地方整備局を除く、国土交通省地方整備局等(北海道開発局・国土地理院・国土技術政策総合研究所等を含み、港湾空港関係を除く)、内閣府沖縄総合事務局開発研究部(農業・漁港及び港湾空港関係を除く)の発注業務 3) 関東地方整備局管内の都県・政令市の発注業務 上記(3)の実績により評価を行う場合は右記③として評価し加点する。	①79点以上 ②78点以上79点未満 ③77点以上78点未満 ④76点以上77点未満 ⑤75点以上76点未満 ⑥75点未満	① 30点 ② 24点 ③ 18点 ④ 12点 ⑤ 6点 ⑥ 0点 最高 30点
		優良表彰	関東地方整備局の発注業務(港湾空港関係を除く)で、令和3年度から令和4年度末までに完了した業務のうち、優良業務表彰の実績がある者を以下の順位で評価する。(様式-2)	①関東地方整備局の発注業務で、優良業務表彰(局長)の表彰を受けた実績がある。 ②関東地方整備局の発注業務で、優良業務表彰(事務所長)の表彰を受けた実績がある。	① 10点 ② 5点 最高 10点
有資格者数	区分(1) 測量に関する業務	〇測量士(様式-3)	① 20名以上 ② 15名以上20名未満 ③ 10名以上15名未満 ④ 5名以上10名未満 ⑤ 1名以上 5名未満 ⑥ 0名	① 40点 ② 20点 ③ 10点 ④ 5点 ⑤ 3点 ⑥ 0点 最高 40点	
	区分(2) 地質調査に関する業務	〇技術士(総合技術監理部門:選択科目を「建設-土質及び基礎」又は「応用理学-地質」)(様式-3)	① 20名以上 ② 15名以上20名未満 ③ 10名以上15名未満 ④ 5名以上10名未満 ⑤ 1名以上 5名未満 ⑥ 0名	① 40点 ② 20点 ③ 10点 ④ 5点 ⑤ 3点 ⑥ 0点 最高 40点	
	区分(3) 治水対策検討等に関する業務	〇技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目)(様式-3)	① 20名以上 ② 15名以上20名未満 ③ 10名以上15名未満 ④ 5名以上10名未満 ⑤ 1名以上 5名未満 ⑥ 0名	① 40点 ② 20点 ③ 10点 ④ 5点 ⑤ 3点 ⑥ 0点 最高 40点	
評価点 計					100点